資　料

韓国の行政調査基本法

趙　　元　済

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　行政調査基本法（翻訳）
Ⅲ　改正案（翻訳）
Ⅳ　おわりに

Ⅰ　はじめに

韓国の行政調査基本法は、2007年に初めて制定・施行され、他法の改正に伴って2008年、2013年および2016年の部分改正を経て、現在に至っている。同法の主務官庁は、行政全体を調整・監督する国務総理所属の国務調整室（規制革新企画官室）である。

行政調査とは、行政機関が行政目的を達成するために必要な特定の行為ないし決定（行政活動）をする前に、必要な情報を収集する様々な活動として、適正な行政活動を確保するための必要不可欠な行為である。しかし、かつて韓国の政治行政においては、時の政権が税務調査という行政調査を、国民とりわけ企業を政権に「服従」（協力）させ、権力の「しもべ」（協力者）にするための手法として悪用してきたように、行政調査の国民に対する権益侵害の事例が多く散見されよう(1)。1996年に納税者権利保護のための納税者権利憲章(2)が制定された以降も、2001年２月から約５ヶ月間にわたり、新聞・放送各社に対して

(1) 国税庁がストライキ中の大型病院および中小の医院を狙い撃ちにして、保健福祉部などの関係機関からの要請に基づいて行った税務調査は、甚だしい公権力の濫用による権益侵害の一例であろう（韓国税政新聞2000年８月18日付）。

(2) これについては、拙著「韓国における“憲章”の制定と納税者の行政不服申立て制度に関する一考察」平成国際大学・平成法政研究第９巻２号（2005年）参照。

行われた税務調査に対しては、これが言論弾圧の手段として現政権によって利用されているとの主張があり[(3)]、これに対して、一部の宗教団体の代表は、同年６月29日に政府が行った言論各社に対する税務調査の結果について、納税が国民の義務であるが故に、言論社であっても脱税があるとして認められた場合に、言論社がこれを謙虚に受け入れなければならないとして、税務調査の正当性を主張する見解もみられた。このように、「言論社」に対する税務調査に対しては、税務調査対象の特殊性の故に、当時、その評価は分かれていたと考えられる。他方では、ソウル特別市の一部地域における不動産投機による不動産価格が暴騰したために、政府が不動産仲介業者らへの税務調査の必要性、および同調査の結果如何による再開発アパート基準時価の引上げをほのめかしてから、アパートの取引がほとんど行われなくなったという事例からすれば、税務調査は、その対象であった企業や団体等に平常業務遂行を困難にし、信頼を失墜させるなどの被害をもたらすという調査対象者の権益侵害のみならず、一般国民の生活にも大きな影響を及ぼしているのである。上記は、行政調査の中で税務調査の実態とその影響に関するものであるが、同税務調査のほかに行政調査の一般もその対象者に対して過度な負担を強いるとして、その負担を軽減ないし解消し、適正な行政調査を確立することを目的として、韓国の行政調査基本法が制定・施行されたといえよう。

ところが、以上の行政調査基本法が制定・施行されてからも、上記のように明らかに行政調査権行使の濫用と思われるような行政調査の実態が見られないものの、依然として行政調査の対象者たる相手方からは、行政調査が随時に実施されるが故に、行政調査実施の予測不可能、繰り返して実施されるが故に、当該行政調査における調査内容の重複性と広範囲の行政調査という実情が指摘

(3) 一部の新聞各社とともに、野党は、新聞社などに対する税務調査が現政権に批判的な新聞各社などに対する言論弾圧であるとして、同調査について強く反発している。その根拠としては、2001年１月11日大統領の年頭記者会見において、金大中大統領が言論改革の必要性を力説してから、国税庁および公正取引委員会が新聞各社などに対する調査が始まったことが挙げられている。そのほか、一般に、他の税務調査と比較して、新聞各社などに対する当該調査には多くの調査員が投入され、かつ長期間にわたって調査が行われたことや、とくに批判的な新聞３社と社主に対して多額の追徴金（800億元以上）が科された点から、当該税務調査には公正さおよび衡平性が欠けていると論じられている（東亜日報2001年７月５日付）。

されているなかで、同行政調査はその相手方に過度な負担を強いるものとなり、相手方の経済活動等に多くの支障をもたらしてきたことを指摘されている[(4)]。こうした指摘に相まって、国務調整室国務総理秘書室・報道資料（2017. 12. 5）によると、政府（国務調整室）は、「国民の不便・負担軽減のための行政調査の革新方案」という報道資料において、「①規制革新の一環として行政調査の整備を推進すること、②行政調査は国民や中小企業にとって代表的な不便・負担を強いる事項であること、③行政調査基本法の制定以降10年ぶりに初めて、すべての行政調査の実態について調査・点検し、政府において総計608件の行政調査[(5)]が進行中であり、調査・点検の結果として行政調査の175件に対して調査周期の緩和（170件）や廃止（５件）を打ち出し、④行政調査の適正さに関する審査を実施し、不便・負担となる行政調査を申告する苦情センターを運用する」ことなどの具体的な方案を公表し、制度改善のための努力を行おうとしていることを確認することができる。

以上の報道資料による方案公表を前後にして、行政調査基本法や調査の実状などに関する研究など[(6)]が行われており、これらの研究をベースとして行政調査基本法の改正案、すなわち筆者が本稿において紹介する「Ⅲ　改正案（翻訳）」も作られた。ところが、同改正案は、政府や議員立法によるものではなく、学術奨励事業への参加としてグループ研究の成果として学術大会に提出されているものであることを断っておきたい[(7)]。ここで敢えて同改正案を紹介す

(4) 大韓商工会議所「2014年度企業負担指数」調査報告書（2015年）。同報告書は、2014年に全国の564企業に対する調査である。

(5) 同報道資料（2017. 12. 5）によると、実施中にある608件を政府の部署別にみると、国土交通部91件、環境部76件、農食品部51件、雇用労働部45件、農林畜産食品部44件、科学技術情報通信部37件、統計庁34件、海洋水産部30件、教育部26件、保健福祉部23件、関税庁22件、放送通信委員会21件、女性家族部16件などとなっている。

(6) チェファンヨンほか「国民中心の行政調査関連法制改善方案研究」韓国法制研究院研究報告（2016年）、キムシンほか「行政負担軽減のための行政調査改善方案研究―カナダ・イギリス・オランダにおける食品衛生調査との比較を中心にして」現代社会と行政第25巻第２号（2015年）、全学善「行政調査と司法府の行政府支援」ヨーロッパ憲法研究第15号（2014年）など。

(7) 筆者が本稿において紹介している「Ⅲ　改正案（翻訳）」は、韓国嶺南大学法学専門大学院院生（ジジャラム氏ほか四名）が作成し、2017年第４回法務部（省）主催法令競演学術大会に「行政調査基本法改正案」として提出し、奨励賞を受賞したものである。

る理由は、韓国のある法科大学院生らがこれを作っており、しかもこれが行政調査立法論を考究する際に一定の示唆を与えるものであると考えられるからであう。同改正案の特徴としては、行政調査の全般を管理・監視・監督するなどを行うことのできる総括的なコントロールセンターの役割を遂行する機構として行政調査の実施行政機関ではない国務総理所属下に行政調査委員会の新設、および行政調査の相手方の手続的権利として行政調査の事前通知と調査の拒否権などが挙げられよう。だが、同改正案が提案する行政調査の事前通知と調査の拒否権の保障については、これが行政調査の相手方の手続的権利の実質的な保障にあたり、評価に値するものの、調査の拒否に対しては令状発布という裁判所の介入による強制調査の拡大に対しては、再考の余地があろう。

したがって、以上のような様々な努力と十分な議論を尽した結果として新たな行政調査基本法が成立すれば、同基本法は、行政調査の適正な運用などにおいて実効性をもたらすことになり、行政調査の適正さを確保することはもちろんのこと、行政調査による国民の権益侵害を事前に防げるものであり、事前救済手続とされている行政手続法と同様、行政調査の適正化を通じて行政全体の法的統制を図る重要な要素となろう。本稿では、同基本法が行政調査の適正さを如何に確保し、これによって行政の法的統制に如何に実効的に機能しているかなどの現状分析等については、今後の検討課題にし、以下では、韓国の行政調査基本法とその改正案について翻訳し、紹介することとする。同翻訳が日本における行政調査の現状や法制度を考究する際に少しでも参考になれば幸いである。

Ⅱ　行政調査基本法（翻訳）

第１章 総則

（目的）

第１条　この法律は、行政調査の基本原則、方法及び手続等に関する共通的な事項を定めることによって、行政の公正性、透明性及び効率性の向上を図り、もって国民の権益の保護に資することを目的とする。

（定義）
第２条　この法律において使用する用語の意義は、以下のとおりである。
一　行政調査とは、行政機関が政策を決定し、又は職務を遂行するのに必要な情報や資料を収集するための立ち入り調査、文書閲覧及び試料採収等をし、若しくは調査の相手方に報告、資料提出、出席・陳述を要求する活動をいう。

二　行政機関とは、法令及び条例・規則（以下「法令等」という。）によって行政権限が授権されている機関、及び行政権限が委任又は受託されている法人・団体又はその機関若しくは個人をいう。

三　調査員とは、行政調査業務を遂行する行政機関の公務員・職員又は個人をいう。

四　調査の相手方とは、行政調査の対象となる法人・団体又はその機関若しくは個人をいう。

（適用範囲）
第３条　行政調査に関しては、他の法律の定める特別な規定がある場合を除いては、この法律の定めるところによる。

２　次の各号のいずれに該当する事項については、この法律を適用しない。<改正 2016. 5 . 29. >
一　行政調査を行おうとしている事実、若しくは調査内容が公開となる場合に、国家の存立を危うくし、若しくは重大な損害を及ぼす恐れのある安全保障・南北統一及び外交に関する事項

二　国防及び安全保障に関する事項の中で、次の各号のいずれかに該当する事項
イ　軍事施設、軍事機密保護若しくは防衛産業に関する事項
ロ　兵役法、予備軍法、民間防衛基本法、非常事態資源管理法に係る徴集、招集、動員及び訓練に関する事項

三　公共機関の情報公開に関する法律第４条第３項の定める情報に関する事項

四　労働基準法第101条に係る労働監督官の職務に関する事項

五　租税、刑事、量刑及び保安処分に関する事項
六　金融監督機関の監督、検査、調査及び監理に関する事項

七　独占規制及び公正取引に関する法律、表示・広告の公正化に関する法律、下請取引の公正化に関する法律、フランチャイズ事業取引の公正化に関する法律、訪問販売等に関する法律、電子商取引等における消費者保護に関する法律、約款規制に関する法律、割賦取引に関する法律に係る公正取引委員会による法律違反行為の調査に関する事項

３　前項に拘わらず、第４条（行政調査の基本原則）、第５条（行政調査の根拠）及び第28条（情報通信手段による行政調査）は、前項の各号の事項に適用される。
（第３項の改正案）
３　前項に拘わらず、第４条（行政調査の基本原則）、第５条（行政調査の根拠）は、前項の各号の事項に適用される。

（行政調査の基本原則）
第４条　行政調査は、調査目的を達成するのに必要な最小限の範囲内で実施されなければならず、かつ他の目的等のために調査権を濫用してはならない。

２　行政機関は、調査目的に適合するように調査の相手方を選定し、行政調査を実施しなければならない。

３　行政機関は、類似若しくは同一の事案に対しては、共同調査等を実施し、行政調査が重複しないようにしなければならない。

４　行政調査は、法令等の違反に対する処罰目的ではなく、法令等の順守を誘

導することに重点を置かなければならない。

５　他の法律に基づくことなく、行政調査の相手方又は行政調査の内容を公表し、若しくは職務上知りえた秘密を漏洩してはならない。

６　行政機関は、行政調査を通じて知りえた情報を、他の法律に基づいて内部で利用し、若しくは他の機関に提供する場合を除いては、本来の調査目的以外の用途で利用し、若しくは他人に提供してはならない。

（行政調査の根拠）
第５条　行政機関は、法令等が行政調査を定めている場合に限り、行政調査を実施することができる。ただし、行政調査の相手方による自発的な協力を得て実施する場合は、この限りではない。

第２章 調査計画の樹立及び調査対象の選定

（年度別の行政調査運営計画の樹立及び提出）
第６条　行政機関の長は、毎年12月末までに、次年度の行政調査運営計画を樹立し、国務調整室長に提出しなければならない。ただし、同計画を提出しなければならない行政機関については、大統領令でこれを定める。＜改正 2008. 2. 29., 2013. 3. 23.＞

２　行政機関の長が行政調査運営計画を樹立するときには、第４条の定める行政調査の基本原則に従わなければならない。

３　第１項の定める行政調査運営計画には、調査の種類、調査方法、共同調査実施計画及び重複調査防止計画その他の大統領令の定める事項を含まなければならない。

４　国務調整室長は、行政機関の長から提出された行政調査運営計画を検討し、補完を要請することができる。この場合に、行政機関の長は、特別な事情がない限り、これに応じなければならない。＜改正 2008. 2.29., 2013. 3.23.＞

（調査の周期）
第７条　行政調査は、法令等又は行政調査運営計画の定めるところにより、定期的に実施することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、随時に行政調査を行うことができる。
一　法律が随時調査を定めている場合
二　法令等の違反の嫌疑がある場合
三　他の行政機関から法令等の違反の嫌疑についての通報若しくは移送があった場合
四　法令等の違反に関する申告、あるいは苦情があった場合
五　そのほかに行政調査の必要性が認められる事項として大統領令の定める場合

（調査対象の選定）
第８条　行政機関の長は、行政調査の目的、法令順守の実績、自発的な順守のための努力、規模及び業種等を考慮し、明白かつ客観的な基準に従い、行政調査の対象を選定しなければならない。

２　調査の相手方は、調査対象の選定基準についての閲覧を行政機関の長に申請することができる。

３　行政機関の長は、前項の定める閲覧申請があったときに、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、申請者が調査対象の選定基準を閲覧できるようにしなければならない。
一　行政機関が当該行政調査業務を遂行することができない程に調査活動に支障を来す場合
二　内部告発者等の第３者に対する保護が必要な場合

４　前二項の定める行政調査対象の選定基準に対する閲覧方法その他の閲覧に関する必要な事項については、大統領令でこれを定める。

第３章 調査方法

（出席・陳述の要求）

第９条　行政機関の長は、調査の相手方に対して出席・陳述を要求するときには、次の各号の事項を記載した出席要求書を発送しなければならない。

一　日時と場所

二　出席要求の趣旨

三　出席して陳述すべき内容

四　提出資料

五　出席拒否に対する制裁（制裁の根拠法令及び条項を含む。）

六　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　調査の相手方は、指定の日時に出席する場合に業務若しくは生活に支障があるときには、行政機関の長に出席日時の変更を申請することができる。行政機関の長は、行政調査の目的を達成しうる範囲内において出席日時を変更することができる。

３　出席した調査の相手方が、第１項の定める出席要求書に記載された事項を履行しないため、行政調査の目的を達成することができない場合を除いては、調査員は調査の相手方の一回の出席で当該調査を終結しなければならない。

（報告要求と資料提出の要求）

第10条　行政機関の長は、調査の相手方に調査事項に関する報告を要求するときには、次の各号の事項を含む報告要求書を発送しなければならない。

一　日時と場所

二　調査の目的と範囲

三　報告すべき内容

四　報告拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
五　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　行政機関の長は、調査の相手方に帳簿・書類その他の資料の提出を要求するときには、次の各号の事項を記載した資料提出要求書を発送しなければならない。
一　提出期間
二　提出要求の事由
三　提出すべき書類
四　提出書類の返還の可否
五　提出拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
六　その他当該行政調査に係る必要な事項

（実地調査）
第11条　調査員が家屋・事務室等に立ち入って調査を実施する場合には、行政機関の長は、次の各号の事項を記載した実地調査出入り調査書、又は法令等が実地調査時に提示を規定している文書を調査の相手方に発送しなければならない。
一　調査目的
二　調査期間と場所
三　調査員の氏名と職位
四　調査の範囲と内容
五　提出すべき資料
六　調査拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
七　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　前項の定める実地調査は、日出前及び日没後にはしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　調査の相手方（代理人及び管理責任がある者を含む。）の同意があった場合
二　事務室又は事業場等の業務時間に行政調査を実施する場合

三　日出から日没までにおける行政調査の実施によっては、調査目的の達成が不可能であり、若しくは証拠隠滅で調査の相手方の法令等違反の可否を確認することができない場合

３　前二項の規定により、実地調査をする調査員は、その権限を示す証票を携帯し、これを調査の相手方に示さなければならない。

（試料の採取）
第12条　調査員が調査目的達成のための試料を採取する場合は、当該試料の所有者及び管理者の正常な経済活動を妨げない範囲内でかつ最小限にこれを行わなければならない。

２　行政機関の長は、前項の定める試料採取によって調査の相手方に損失が生じたときには、大統領令の定める手続と方法に則り、当該損失を補償しなければならない。

（資料等の領置）
第13条　調査員が実地調査中に資料・書類・物件等（以下「資料等」という。）を領置するときは、調査の相手方又は代理人の立ち合いの下でこれを行わなければならない。

２　調査員が前項の規定により、資料等を領置する場合に、調査の相手方の生活若しくは営業が事実上不可能となる恐れがあるときには、調査員は、資料等を写真・撮影し、複写本を作成するなどの方法で領置に代えることができる。ただし、証拠隠滅の恐れのある資料等を領置する場合は、この限りでない。

３　調査員が領置を完了したときには、領置調書二部を作成し、立会人と共に、署名捺印し、その一部を立会人に交付しなければならない。

４　行政機関の長は、領置した資料等が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこれを返還しなければならない。

一　領置した資料等を検討した結果、当該行政調査と関連がないと認められる場合
二　当該行政調査の目的達成等により、資料等に対する領置の必要性がなくなった場合

（共同調査）
第14条　行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同調査をしなければならない。
一　当該行政機関内における二つ以上の部署が同一若しくは類似の業務分野に係り、同一の調査の相手方に対する行政調査を実施する場合
二　異なる行政機関が大統領令の定める分野における同一の調査の相手方に対して行政調査を実施する場合

２　前項各号の定める事項に対する行政調査の事前通知を受けた調査の相手方は、関係行政機関の長に共同調査の実施を求める申請をすることができる。この場合に、調査の相手方は、申請者の氏名・調査日時・申請理由等を記載した共同調査申請書を関係行政機関の長に提出しなければならない。

３　前項の規定により、共同調査の申請を受けた行政機関の長は、これに応じなければならない。

４　国務調整室長は、行政機関の長が第６条に基づいて提出された行政調査運営計画の内容を検討した後、関係部署の長に共同調査の実施を要請することができる。＜改正 2008. 2 . 29. , 2013. 3 . 23. ＞

５　その他共同調査に係る必要な事項は、大統領令でこれを定める。

（重複調査の制限）
第15条 第７条の定める定期調査又は随時調査を実施した行政機関の長は、同一事案に対して同一の調査の相手方を再調査してはならない。ただし、当該行政機関が既に調査を受けた調査の相手方に違法行為が疑われる新しい証拠を確

保した場合は、この限りでない。

２　行政調査を実施する行政機関の長は、行政調査を実施する前に他の行政機関に対して、同一の行政調査の相手方に同一又は類似の事案についての行政調査を実施したか否かの事実を確認することができる。

３　行政調査を実施する行政機関の長が、前項の定める事実を確認するために、行政調査の結果の提供を要請した場合に、当該要請を受けた行政機関の長は、特別な事情を有しない限り、関連資料を提供しなければならない。

第４章　調査の実施

（個別調査計画の樹立）
第16条　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、第17条の定める事前通知をする前に、個別調査計画を樹立しなければならない。ただし、行政調査の緊急性により、個別調査計画を樹立することができない場合には、行政調査に対する結果報告書をもって個別調査計画に代えることができる。

２　前項の定める個別調査計画には、調査の目的・種類・対象・方法及び期間その他大統領令の定める事項を含まなければならない。

（調査の事前通知）
第17条　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、第９条の定める出席要求書、第10条の定める報告要求書・資料提出要求書及び第11条の定める立入り調査書（以下「出席要求等」という。）を調査開始の７日前までに、調査の相手方に書面で通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政調査の開始と同時に、出席要求書等を調査の相手方に提示し、若しくは行政調査の目的等を調査の相手方に口頭で通知することができる。
一　行政調査を実施する前に、関連事項を通知すると、証拠隠滅等による行政調査の目的を達成することができないと認められる場合

二　統計法第３条第２号の定める指定統計の作成のための調査をする場合
三　第５条但し書きの定めるところにより、調査の相手方の自発的な協力を得て、実施される行政調査の場合

２　行政機関の長が出席要求書等を調査の相手方に発送する場合に、出席要求書等の内容が外部に漏洩されないように必要な措置を講じなければならない。

（調査の延期申請）
第18条　出席要求書等の通知を受けた者が天災地変その他大統領令の定める事由により、行政調査を受けることができないときには、当該行政調査を延期することを行政機関の長に申請することができる。

２　前項の規定により、延期申請をしようとする者は、延期の期間と事由を記載した延期申請書を行政機関の長に提出しなければならない。
３　行政機関の長は、前項の規定により、行政調査の延期申請を受けたときには、当該申請を受けた日から７日以内に延期の可否を決定し、調査の相手方に通知しなければならない。

（第３者に対する補充調査）
第19条　行政機関の長は、調査の相手方に対する調査のみでは当該調査の目的を達成しうることができない場合、若しくは調査対象となる行為に対する事実の是非等を立証するのに過度の費用等が要される場合として、次の各号のいずれかに該当する場合には、第３者に対する補充調査を行うことができる。
一　他の法律が第３者に対する調査を認めている場合
二　第３者の同意がある場合

２　行政機関の長は、前項の定めるところにより、第３者に対する補充調査を実施する場合に、調査開始の７日前までに補充調査の日時・場所及び趣旨等を第３者に書面で通知しなければならない。

３　行政機関の長は、第３者に対する補充調査をする前に、当該補充調査実施

の事実を本来の調査の相手方に通知しなければならない。ただし、当該事実を事前に通知しては、調査目的を達成することができない場合、若しくは調査目的の達成が著しく困難な場合は、第３者に対する調査結果を確定する前に当該事実を通知しなければならない。

４　本来の調査の相手方は、前項の通知に対して意見を提出することができる。

（自発的な協力による行政調査）
第20条　行政機関の長が第５条但し書きの定めるところにより、調査の相手方の自発的な協力を得て、行政調査を実施しようとする場合に、当該調査の相手方は、文書・電話・口頭等の方法により、当該行政調査を拒否することができる。

２　前項の定める行政調査に対して、調査の相手方が当該調査に応じるか否かについて応答していない場合には、法令等に特別な規定がない限り、当該調査を拒否したと見なす。

３　行政機関の長は、前二項の定める調査拒否者の個人情報等に関する基礎資料は、特定個人を識別されない形で統計を作成する場合に限り、これを利用することができる。

（意見提出）
第21条　調査の相手方は、第17条の定める事前通知の内容に対しては、行政機関の長に意見を提出することができる。

２　行政機関の長は、前項の定める調査の相手方の提出意見に相当の理由があると認める場合は、これを行政調査に反映しなければならない。

（調査員の交代申請）
第22条　調査の相手方は、調査員に公正な行政調査を期待し難い事情があると

判断した場合には、行政機関の長に当該調査員の交代を申請することができる。

２　前項の定める交代申請は、理由を明示した書面で行政機関の長にしなければならない。

.

３　第１項の定めるところにより、交代申請を受けた行政機関の長は、直ちにこれを審査しなければならない。

４　行政機関の長は、第１項の定める交代申請が妥当であると認める場合には、他の調査員に行政調査をさせなければならない。

５　行政機関の長は、第１項の定める交代申請が調査の遅延を目的としているとき、若しくはその他交替申請に妥当な理由がないと認めるときには、当該申請を棄却し、その趣旨を申請者に通知しなければならない。

（調査権行使の制限）
第23条　調査員は、第９条ないし第11条の定めるところにより、事前に発送された事項に限り、調査の相手方を調査しなければならないが、事前に通知した事項と関連のある追加的な行政調査を必要とする場合には、調査の相手方に追加調査の必要性と調査内容等に関する事項を書面又は口頭で通知した後に、追加調査を実施することができる。

２　調査の相手方は、行政調査の過程において、法律・会計等に関する専門的知識を有する者を立会させ、意見の陳述を行わせることができる。

３　調査の相手方と調査員は、調査を妨げない範囲内で調査の過程を録音し、録画することができる。この場合における録画・録画の範囲については、協議によってこれを定めなければならない。

４　調査の相手方と調査員が前項の定めるところにより、録音し、若しくは録

画する場合には、行政機関の長に事前にこれを通知しなければならない。

（調査結果の通知）
第24条　行政機関の長は、法令等に特別な規定がある場合を除いては、行政調査の結果を確定した日から７日以内に当該調査結果を調査の相手方に通知しなければならない。

第５章　自律的管理体制の構築等

（自律的申告制度）
第25条　行政機関の長は、法令等で定める調査事項について、調査の相手方が自らこれを申告する制度を構築し、運営することができる。

２　行政機関の長は、前項の定める申告内容に偽りがあると認める根拠がある場合、申告内容を信頼することができない場合を除いては、当該申告内容をもって行政調査に代えることができる。

（自律的管理体制の構築）
第26条　行政機関の長は、調査の相手方が自律的に行政調査事項を申告・管理し、自ら法令順守事項を統制することのできる体制（以下「自律的管理体制」という。）の基準を定め、告示することができる。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、第１項の定める基準に従って自律的管理体制を構築し、大統領令の定める手続と方法により、行政機関の長に届け出ることができる。
一　調査の相手方
二　調査の相手方が法令等に基づいて設立し、又は自ら設立した団体若しくは協会

３　国又は地方自治団体は、行政事務の効率的な執行と法令等の順守のため

に、調査の相手方の自律的管理体制の構築を支援しなければならない。

（自律管理への利益の付与）
第27条　行政機関の長は、第25条の定める自律申告者と、第26条の定める自律管理体制を構築し、自律的管理体制の基準を順守した者に対しては、法令等の定めるところにより、行政調査の減免又は行政・税制上の支援をする等の必要な利益を付与することができる。

第６章　補則

（情報通信手段による行政調査）
第28条　行政機関の長は、インターネット等の情報通信網を通じて、調査の相手方に資料の提出等をさせることができる。

２　行政機関の長は、情報通信網による資料の提出等を受けた場合には、調査の相手方の個人情報、又は事業秘密等の漏洩がないように、制度的・技術的保安措置を講じなければならない。

（行政調査の点検と評価）
第29条　国務調整室長は、行政調査の効率性・透明性及び予測可能性を高めるために、各行政機関の行政調査の実態、共同調査の実施現況及び重複調査実施の可否等を確認・点検しなければならない。＜改正 2008. 2 . 29. , 2013. 3 . 23. ＞

２　国務調整室長は、前項の定める確認・点検結果を評価し、大統領令の定める手続と方法により、国務会議と大統領に報告しなければならない。＜改正 2008. 2 . 29. , 2013. 3 . 23. ＞

３　国務調整室長は、第１項の定める確認・点検のために、各行政機関の長に行政調査の結果及び共同調査の現況等に関する資料の提出を要求することがで

きる。<改正 2008. 2 . 29. , 2013. 3 . 23. >

4　行政調査の確認・点検の対象となる行政機関と、行政調査の確認・点検及び評価手続に関する事項は、大統領令で定める。

付則 < 第14184号, 2016. 5 . 29. >
（施行日）
第１条　この法は、公布後６か月が経過した日から施行する。.
（他の法律の改正）
第２条　以下（略）

Ⅲ　改正案（翻訳）

改正案の翻訳においては、現行法との違いを分かりやすくするため、現行法をそのまま残したうえ、追加した下線部分が、改正案となる。

第１章 総則

（目的）
第１条　この法律は、行政調査の基本原則、方法及び手続等に関する共通的な事項を定めることによって、行政の公正性、透明性及び効率性の向上を図り、もって国民の権益の保護に資することを目的とする。

（定義）
第２条　この法律において使用する用語の意義は、以下のとおりである。
一　行政調査とは、行政機関が政策を決定し、又は職務を遂行するのに必要な情報や資料を収集するための立ち入り調査、文書閲覧及び試料採収等をし、若しくは調査の相手方に報告、資料提出、出席・陳述を要求する活動をいう。

二　行政機関とは、法令及び条例・規則（以下「法令等」という。）によって行政権限が授権されている機関、及び行政権限が委任又は受託されている法人・団体又はその機関若しくは個人をいう。

三　調査員とは、行政調査業務を遂行する行政機関の公務員・職員又は個人をいう。

四　調査の相手方とは、行政調査の対象となる法人・団体又はその機関若しくは個人をいう。

五　行政犯則とは、個別行政法令における法令違反に対して刑罰が定められていることをいう。

六　特別司法警察官とは、刑事訴訟法第197条および「司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律」に基づいて司法警察官の職務を遂行する者をいう。

七　履行命令とは、調査相手方が行政調査を拒否した場合に、強制調査のために行政法院が発布した命令をいう。

八　履行命令状とは、行政法院の履行命令当番判事が発布した命令状をいう。

（適用範囲）
第３条　行政調査に関しては、他の法律の定める特別な規定がある場合を除いては、この法律の定めるところによる。

２　次の各号のいずれに該当する事項については、この法律を適用しない。<改正 2016. 5 . 29. >
一　行政調査を行おうとしている事実、若しくは調査内容が公開となる場合に、国家の存立を危うくし、若しくは重大な損害を及ぼす恐れのある安全保障・南北統一及び外交に関する事項

二　国防及び安全保障に関する事項の中で、次の各号のいずれかに該当する事項

イ　軍事施設、軍事機密保護若しくは防衛産業に関する事項

ロ　兵役法、予備軍法、民間防衛基本法、非常事態資源管理法に係る徴集、招集、動員及び訓練に関する事項

三　公共機関の情報公開に関する法律第４条第３項の定める情報に関する事項

四　労働基準法第101条に係る労働監督官の職務に関する事項

五　租税、刑事、量刑及び保安処分に関する事項

六　金融監督機関の監督、検査、調査及び監理に関する事項

七　独占規制及び公正取引に関する法律、表示・広告の公正化に関する法律、下請取引の公正化に関する法律、フランチャイズ事業取引の公正化に関する法律、訪問販売等に関する法律、電子商取引等における消費者保護に関する法律、約款規制に関する法律、割賦取引に関する法律に係る公正取引委員会による法律違反行為の調査に関する事項

３　前項に拘わらず、第４条（行政調査の基本原則）、第５条（行政調査の根拠）、第30条（陳述拒否権）、第34条（違法収集証拠の排除）、第37条（行政犯則と差押え・捜査令状）及び第41条（情報通信手段による行政調査）は、前項の各号の事項に適用される。

（行政調査の基本原則）

第４条　行政調査は、調査目的を達成するのに必要な最小限の範囲内で実施されなければならず、かつ他の目的等のために調査権を濫用してはならない。

２　行政機関は、調査目的に適合するように調査の相手方を選定し、行政調査を実施しなければならない。

３　行政機関は、類似若しくは同一の事案に対しては、共同調査等を実施し、行政調査が重複しないようにしなければならない。

４　行政調査は、法令等の違反に対する処罰目的ではなく、法令等の順守を誘導することに重点を置かなければならない。

５　他の法律に基づくことなく、行政調査の相手方又は行政調査の内容を公表し、若しくは職務上知りえた秘密を漏洩してはならない。

６　行政機関は、行政調査を通じて知りえた情報を、他の法律に基づいて内部で利用し、若しくは他の機関に提供する場合を除いては、本来の調査目的以外の用途で利用し、若しくは他人に提供してはならない。

（行政調査の根拠）
第５条　行政機関は、法令等が行政調査を定めている場合に限り、行政調査を実施することができる。ただし、行政調査の相手方による自発的な協力を得て実施する場合は、この限りではない。

第２章　審議機関

（行政調査委員会の設置）
第６条　行政調査に関する管理・監督のために、国務総理所属下に行政調査委員会を置く。

２　行政調査委員会は、中央行政機関として置く。

（行政調査委員会の業務）
第７条　行政調査委員会は、各号の事項を所掌する。
一　行政調査の結果に対する異議申立てに関する審議・議決

二　行政調査に関する監視・監督

三　行政調査資料の収集と保管及び共有

四　重複調査の判断及び監視・監督

五　調査員に対する監視・監督・懲戒の要求

六　その他行政調査に関連のある必要な事項

（行政調査委員会の構成）
第８条　行政調査委員会は、委員長１名を含む12名以内の委員で構成する。

２　行政調査委員会の委員長は、国務調整室長を充てるが、委員長が不在であったり、やむを得ない事情により職務を遂行することができなかったりして必要であると認める場合には、次の各号の順序に従って委員が委員長の職務を代行する。
一　委員長が事前に指名した医院
二　委員の中で在職期間が長い委員（２名以上の場合に年長者の順にする）

３　行政調査委員会の委員は、次の各号のいずれかの１つに該当する者の中から性別を考慮して委嘱したり、所属公務員の中から指名する。
一　弁護士の資格を取得してから５年以上の実務経験のある者
二　高等教育法第２条第１号ないし第６号の規定による学校で助教授以上で在職しているか、在職した者
三　行政機関の４級以上の公務員であったか、高位公務員団に属する公務員であった者
四　博士学位を取得してから該当分野における５年以上勤務した経験のある者
五　その他行政調査に関連する分野で知識と経験が豊かな者

４　行政調査委員会の会議は、委員長と委員長が会議ごとに指定する８名の委

員で構成する。

5　行政調査委員会は、第４項による委員の過半数以上の出席と出席委員の過半数以上で議決する。

6　行政調査委員会の組織と運営その他必要な事項は、大統領でこれを定める。

（委員の任期及び身分保障等）
第９条　第８条第３項に従って指名された委員は、当該職に在職している間に再任する。

2　第８条第３項に従って委嘱された委員の任期は、２年とし、二次にわたり再任することができる。

3　次の各号のいずれかの１つに該当する者は、第６条の定める行政調査委員会の委員になることができないし、委員がこれに該当するときは、当然退職とする。
一　大韓民国の国民ではない者
二　国家公務員法第33条の各号のいずれかの１つに該当する者

4　第８条第３項に従って委嘱された委員は、禁固以上の刑を宣告されたり、やむを得ない事情により長期間職務を遂行することができなかったりする場合を除いて、任期中本人の意思に反して解職されない。

（委員の除斥・忌避・回避）
第10条　委員会の委員は、次の各号のいずれかの１つに該当する場合には、当該事件の審理・議決から除斥される。この場合における除斥決定は、委員会の委員長が職権または当事者の申出によってこれを行う。
一　委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が当該事件に関して共同権利者又は義務者である場合

二　委員が事件の当事者の親族であるか、親族であった場合
三　委員が事件において証言又は鑑定をした場合
四　委員が当事者の代理人として事件に関与しているか、関与した場合
五　委員が事件の対象となった行政調査に関与した場合
2　当事者は、委員による公正な審議・議決を期待し難い事情があれば、委員長に当該医院の忌避を申出ることができる。

3　委員に対する除斥又は忌避の申出は、その事由を疎明した文書で行うものとする。ただし、不可避な場合には申出を行った日から三日以内に申出の事由を疎明しうる資料を提出しなければならない。

4　除斥又は忌避の申出が第３項に違反したときには、委員長は決定によりこれを却下する。

5　委員長は、除斥又は忌避の対象となっている委員から意見を聴取することができる。

6　委員長は、除斥又は忌避の申出があれば、除斥又は忌避の可否について決定し、遅滞なく申出人に決定書正本を送達しなければならない。

7　委員会の会議に出席する委員が除斥事由又は忌避事由に該当することを知りえた時には、自ら当該事件の審理・議決を回避することができる。この場合に、回避しようとする委員は、委員長にその事由を疎明しなければならない。

8　事件の審理・議決に関する事務に関与する委員ではない職員に対しても第１項ないし第７項の規定を準用する。

（罰則の適用時における見做し公務員）
第11条　委員の中で公務員ではない委員は、刑法とその他の法律による罰則を適用するときには、公務員とみなす。

第3章　調査計画の樹立及び調査対象の選定

（年度別の行政調査運営計画の樹立及び提出）
第12条　行政機関の長は、毎年12月末までに、次年度の行政調査運営計画を樹立し、~~国務調整室長~~行政調査委員会の委員長に提出しなければならない。ただし、同計画を提出しなければならない行政機関については、大統領令でこれを定める。<改正 2008. 2.29., 2013. 3.23.>

2　行政機関の長が行政調査運営計画を樹立するときには、第4条の定める行政調査の基本原則に従わなければならない。

3　第1項の定める行政調査運営計画には、調査の種類、調査方法、共同調査実施計画及び重複調査防止計画その他の大統領令の定める事項を含まなければならない。

4　~~国務調整室長~~行政調査委員会の委員長は、行政機関の長から提出された行政調査運営計画を検討し、補完を要請することができる。この場合に、行政機関の長は、特別な事情がない限り、これに応じなければならない。<改正 2008. 2.29., 2013. 3.23.>

（調査の周期）
第13条　行政調査は、法令等又は行政調査運営計画の定めるところにより、定期的に実施することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、随時に行政調査を行うことができる。
一　法律が随時調査を定めている場合
二　法令等の違反の嫌疑がある場合
三　他の行政機関から法令等の違反の嫌疑についての通報若しくは移送があった場合
四　法令等の違反に関する申告、あるいは苦情があった場合
五　そのほかに行政調査の必要性が認められる事項として大統領令の定める場合

（安全調査に関する特則）
第14条　行政機関の長は、年一回以上、安全法規違反に関連した定期調査を実施しなければならない。

２　行政機関の長は、安全法規違反の可否を確認するために、調査相手方に対して資料の提出その他必要な命令をすることができる。

３　行政調査委員会は、前二項にもかかわらず、国民の生命・身体の保護目的を達成することが困難である場合には随時調査を実施することができる。

（調査対象の選定）
第15条　行政機関の長は、行政調査の目的、法令順守の実績、自発的な順守のための努力、規模及び業種等を考慮し、明白かつ客観的な基準に従い、行政調査の対象を選定しなければならない。

２　行政機関の長は、客観的かつ公正な調査の相手方の選定のために、必要な場合に特別調査委員会を設置することができる。

３　調査の相手方は、調査対象の選定基準についての閲覧を行政機関の長に申請することができる。
４行政機関の長は、前項の定める閲覧申請があったときに、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、申請者が調査対象の選定基準を閲覧できるようにしなければならない。
一　行政機関が当該行政調査業務を遂行することができない程に調査活動に支障を来す場合
二　内部告発者等の第３者に対する保護が必要な場合

５　前二項の定める行政調査対象の選定基準に対する閲覧方法その他の閲覧に関する必要な事項については、大統領令でこれを定める。

第３章 調査方法

（出席・陳述の要求）

第16条　行政機関の長は、調査の相手方に対して出席・陳述を要求するときには、次の各号の事項を記載した出席要求書を発送しなければならない。

一　日時と場所

二　出席要求の趣旨

三　出席して陳述すべき内容

四　提出資料

五　法律代理人の選任及び同席要求権があるとの内容

六　出席拒否に対する制裁（制裁の根拠法令及び条項を含む。）

七　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　調査の相手方は、指定の日時に出席する場合に業務若しくは生活に支障があるときには、行政機関の長に出席日時の変更を申請することができる。変更の申請を受けた行政機関の長は、~~行政調査の目的を達成しうる範囲内において出席日時を変更することができる。~~出席日時を変更しなければならない。ただし、出席日時の変更により、行政調査の目的を達成することのできない正当な事由があるときにはこの限りでない。

３　出席した調査の相手方が、第１項の定める出席要求書に記載された事項を履行しないため、行政調査の目的を達成することができない場合を除いては、調査員は調査の相手方の一回の出席で当該調査を終結しなければならない。

（報告要求と資料提出の要求）

第17条　行政機関の長は、調査の相手方に調査事項に関する報告を要求するときには、次の各号の事項を含む報告要求書を発送しなければならない。

一　日時と場所

二　調査の目的と範囲

三　報告すべき内容

四　法律代理人の選任及び同席要求権があるとの内容

五　報告拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
六　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　行政機関の長は、調査の相手方に帳簿・書類その他の資料の提出を要求するときには、次の各号の事項を記載した資料提出要求書を発送しなければならない。
一　提出期間
二　提出要求の事由
三　提出すべき書類
四　提出書類の返還の可否
五　提出拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
六　その他当該行政調査に係る必要な事項

３　調査の相手方は、電子文書で資料を提出することができる。

４　調査員は、最小限の資料提出要求で行政調査の目的を達成するようにしなければならない。

（実地調査）
第18条　調査員が家屋・事務室等に立ち入って調査を実施する場合には、行政機関の長は、次の各号の事項を記載した実地調査出入り調査書、又は法令等が実地調査時に提示を規定している文書を調査の相手方に発送しなければならない。
一　調査目的
二　調査期間と場所
三　調査員の氏名と職位
四　調査の範囲と内容
五　提出すべき資料
六　調査拒否に対する制裁（根拠法令及び条項を含む。）
七　その他当該行政調査に係る必要な事項

２　前項の定める実地調査は、日出前及び日没後にはしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一　調査の相手方（代理人及び管理責任がある者を含む。）の同意があった場合
二　事務室又は事業場等の業務時間に行政調査を実施する場合
三　日出から日没までにおける行政調査の実施によっては、調査目的の達成が不可能であり、若しくは証拠隠滅で調査の相手方の法令等違反の可否を確認することができない場合

３　前二項の規定により、実地調査をする調査員は、その権限を示す証票及び出席要求書等を携帯し、これを調査の相手方に示さなければならない。

（試料の採取）
第19条　調査員が調査目的達成のための試料を採取する場合は、当該試料の所有者及び管理者の正常な経済活動を妨げない範囲内でかつ最小限にこれを行わなければならない。

２　~~行政機関の長は、前項の定める試料採取によって調査の相手方に損失が生じたときには、大統領令の定める手続と方法に則り、当該損失を補償しなければならない。~~調査員は、資料採取をしたときには、当該資料の所有者又は管理者から資料採取の日時、方法、場所等を記載した書面への確認を受けなければならない。ただし、当該資料の所有者又は管理者が書面への確認を拒否した場合でも、電子機器等を通じて資料採取過程を録画するなどの措置を講じたときにはこの限りではない。
（資料等の領置）
第20条　調査員が実地調査中に資料・書類・物件等（以下「資料等」という。）を領置するときは、調査の相手方又は代理人の立ち合いの下でこれを行わなければならない。

２　調査員が前項の規定により、資料等を領置する場合に、調査の相手方の生活若しくは営業が事実上不可能となる恐れがあるときには、調査員は、資料等

を写真・撮影し、複写本を作成するなどの方法で領置に代えることができる。ただし、証拠隠滅の恐れのある資料等を領置する場合は、この限りでない。

３　調査員が領置を完了したときには、領置調書二部を作成し、立会人と共に、署名捺印し、その一部を立会人に交付しなければならない。

４　行政機関の長は、領置した資料等が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこれを返還しなければならない。
一　領置した資料等を検討した結果、当該行政調査と関連がないと認められる場合
二　当該行政調査の目的達成等により、資料等に対する領置の必要性がなくなった場合

（共同調査）
第21条　行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同調査をしなければならない。
一　当該行政機関内における二つ以上の部署が同一若しくは類似の業務分野に係り、同一の調査の相手方に対する行政調査を実施する場合
二　異なる行政機関が大統領令の定める分野における同一の調査の相手方に対して行政調査を実施する場合

２　前項各号の定める事項に対する行政調査の事前通知を受けた調査の相手方は、関係行政機関の長に共同調査の実施を求める申請をすることができる。この場合に、調査の相手方は、申請者の氏名・調査日時・申請理由等を記載した共同調査申請書を関係行政機関の長に提出しなければならない。

３　前項の規定により、共同調査の申請を受けた行政機関の長は、これに応じなければならない。

４　~~国務調整室長~~行政調査委員会の委員長は、行政機関の長が第12条に基づいて提出された行政調査運営計画の内容を検討した後、関係部署の長に共同調査

の実施を要請することができる。<改正 2008. 2.29., 2013. 3.23.>

5　二つ以上の行政機関が、調査の相手方に行政調査を実施する必要性があると認める場合に、各行政機関の長は、行政調査委員会に共同調査の実施を要請することができる。

6　その他共同調査に係る必要な事項は、大統領令でこれを定める。

（重複調査の制限）

第22条 第13条の定める定期調査又は随時調査を実施した行政機関の長は、同一事案に対して同一の調査の相手方を再調査してはならない。ただし、当該行政機関が既に調査を受けた調査の相手方に違法行為が疑われる新しい証拠を確保した場合は、この限りでない。

2　行政調査を実施する行政機関の長は、行政調査を実施する前に他の行政機関に対して、同一の行政調査の相手方に同一又は類似の事案についての行政調査を実施したかどうかの可否~~を確認することができる~~について行政調査委員会にその確認を要請しなければならない。

3　~~行政調査を実施する行政機関の長が、前項の定める事実を確認するために、行政調査の結果の提供を要請した場合に、当該要請を受けた行政機関の長は、特別な事情を有しない限り、関連資料を提供しなければならない。~~前項の規定により、要請を受けた行政調査委員会は、特別な事情がない限り、三日以内に重複調査の可否を確認して当該行政機関の長に通知しなければならない。

4　前項により、重複調査であるとの通知を受けた行政機関の長は、新たに行政調査を実施してはならない。ただし、行政調査を実施する行政機関の長がすでに実施された行政調査と趣旨・目的・調査領域等が異なるため、当該行政調査が必ず必要であると判断する場合、行政調査委員会に重複調査防止計画を提出した後に、行政調査を実施することができる。

5　重複調査委に当たるとの通知を受けた行政機関の長は、行政調査を実施した行政機関の長に行政調査の結果に関する資料を要請することができるし、同要請を受けた行政機関の長は、該当資料を提供しない。

第4章　調査の実施

（個別調査計画の樹立）

第23条　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、第24条の定める事前通知をする前に、個別調査計画を樹立しなければならない。ただし、行政調査の緊急性により、個別調査計画を樹立することができない場合には、行政調査に対する結果報告書をもって個別調査計画に代えることができる。

2　前項の定める個別調査計画には、調査の目的・種類・対象・方法及び期間その他大統領令の定める事項を含まなければならない。

3　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、第1項の定める行政調査計画及び結果報告書を行政調査委員会の委員長に提出しなければならない。

（調査の事前通知及び履行命令状）

第24条　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、第16条の定める出席要求書、第17条の定める報告要求書・資料提出要求書及び第18条の定める立入り調査書（以下「出席要求等」という。）を調査開始の7日前までに、調査の相手方に書面で通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、行政調査の開始と同時に、出席要求書等を調査の相手方に提示し、若しくは行政調査の目的等を調査の相手方に口頭で通知することができる。

一　行政調査を実施する前に、関連事項を通知すると、証拠隠滅等による行政調査の目的を達成することができないと認められる場合

二　統計法第3条第2号の定める指定統計の作成のための調査をする場合

三　第５条但し書きの定めるところにより、調査の相手方の自発的な協力を得て、実施される行政調査の場合

２　行政調査を実施しようとする行政機関の長は、前項の出席要求書等を通知する場合に、調査の相手方に法律代理人の選任及び同席要求権があることの事実を記載しなければならない。

３　調査の相手方は、出席要求書を受けた日から七日以内に行政調査を拒否することができる。調査の相手方が出席要求書を受けた日から七日以内に調査に応じるか否かについて応答をしない場合には、行政調査を拒否したとみなす。

４　前項の規定により、行政調査が拒否された場合でも、調査の必要性が緊切な場合に、行政機関の長は、令状発布当番判事から履行命令状の発布を受けて、行政調査を実施することができる。ただし、次の各号の場合は、行政調査の終了後、事後的に履行命令状の発布を受けなければならない。
一　法律の規定がある場合
二　履行の遅滞があったときに行政調査の目的を達成することができない場合

５　行政機関の長が出席要求書等を調査の相手方に発送する場合に、出席要求書等の内容が外部に漏洩されないように必要な措置を講じなければならない。

（資料採取等の拒否及び履行命令状）
第25条　調査の相手方は、第19条の資料採取及び20条の領置を拒否することができる。

２　調査の相手方が資料採取及び領置を拒否した場合に第24条第４項を準用する。

（調査の延期申請）
第26条　出席要求書等の通知を受けた者が天災地変その他大統領令の定める事

由により、行政調査を受けることができないときには、当該行政調査を延期することを行政機関の長に申請することができる。

２　前項の規定により、延期申請をしようとする者は、延期の期間と事由を記載した延期申請書を行政機関の長に提出しなければならない。
３　行政機関の長は、前項の規定により、行政調査の延期申請を受けたときには、当該申請を受けた日から７日以内に延期の可否を決定し、調査の相手方に通知しなければならない。

（第３者に対する補充調査）
第27条　行政機関の長は、調査の相手方に対する調査のみでは当該調査の目的を達成しうることができない場合、若しくは調査対象となる行為に対する事実の是非等を立証するのに過度の費用等が要される場合として、次の各号のいずれかに該当する場合には、第３者に対する補充調査を行うことができる。
一　他の法律が第３者に対する調査を認めている場合
二　第３者の同意がある場合

２　行政機関の長は、前項の定めるところにより、第３者に対する補充調査を実施する場合に、調査開始の７日前までに補充調査の日時・場所及び趣旨等を第３者に書面で通知しなければならない。

３　行政機関の長は、第３者に対する補充調査をする前に、当該補充調査実施の事実を本来の調査の相手方に通知しなければならない。ただし、当該事実を事前に通知しては、調査目的を達成することができない場合、若しくは調査目的の達成が著しく困難な場合は、第３者に対する調査結果を確定する前に当該事実を通知しなければならない。

４　本来の調査の相手方は、前項の通知に対して意見を提出することができる。

（自発的な協力による行政調査）

第28条　行政機関の長が第５条但し書きの定めるところにより、調査の相手方の自発的な協力を得て、行政調査を実施しようとする場合に、当該調査の相手方は、文書・電話・口頭等の方法により、当該行政調査を拒否することができる。

２　前項の定める行政調査に対して、調査の相手方が当該調査に応じるか否かについて応答していない場合には、法令等に特別な規定がない限り、当該調査を拒否したと見なす。

３　行政機関の長は、前二項の定める調査拒否者の個人情報等に関する基礎資料は、特定個人を識別されない形で統計を作成する場合に限り、これを利用することができる。

（意見提出）
第29条　調査の相手方は、第23条の定める事前通知の内容に対しては、行政機関の長に意見を提出することができる。

２　行政機関の長は、前項の定める調査の相手方の提出意見に相当の理由があると認める場合は、これを行政調査に反映しなければならない。

（陳述拒否権）
第30条　調査の相手方は、法令の定めるところにより、陳述が強制される場合でも陳述が自己に不利となる刑事上の質問に対しては、陳述をしないか、あるいは個々の質問に対しては陳述を拒否することができる。

２　行政機関は、行政調査時における調査の相手方に陳述拒否権があることを事前に告知しなければならない。

３　行政機関は、調査の相手方に憲法上保障されている陳述拒否に対しては、不利益な処分をしてはならない。

（調査員の交代申請）

第31条　調査の相手方は、調査員に公正な行政調査を期待し難い事情があると判断した場合には、行政機関の長に当該調査員の交代を申請することができる。

２　前項の定める交代申請は、理由を明示した書面で行政機関の長にしなければならない。

.

３　第１項の定めるところにより、交代申請を受けた行政機関の長は、直ちにこれを審査しなければならない。

４　行政機関の長は、第１項の定める交代申請が妥当であると認める場合には、他の調査員に行政調査をさせなければならない。

５　行政機関の長は、第１項の定める交代申請が調査の遅延を目的としているとき、若しくはその他交替申請に妥当な理由がないと認めるときには、当該申請を棄却し、その趣旨を申請者に通知しなければならない。

（調査権行使の制限）

第32条　調査員は、第~~9~~16条ないし第~~11~~18条の定めるところにより、事前に発送された事項に限り、調査の相手方を調査しなければならないが、事前に通知した事項と関連のある追加的な行政調査を必要とする場合には、調査の相手方に追加調査の必要性と調査内容等に関する事項を書面又は口頭で通知した後に、追加調査を実施することができる。

２　~~調査の相手方は、行政調査の過程において、法律・会計等に関する専門的知識を有する者を立会させ、意見の陳述を行わせることができる。~~調査の相手方が行政調査時に選任した法律・会計等専門知識のある法律代理人の同席を要請した場合に当該行政機関は、調査の相手方が要請した法律代理人に行政調査を受ける過程に入会させ、意見を陳述させなければならない。

３　調査の相手方と調査員は、調査を妨げない範囲内で調査の過程を録音し、録画することができる。この場合における録画・録画の範囲については、協議によってこれを定めなければならない。

４　調査の相手方と調査員が前項の定めるところにより、録音し、若しくは録画する場合には、行政機関の長に事前にこれを通知しなければならない。

５　思想、信条、身体的・精神的欠陥、性的指向に関する情報等の個人情報は、以下のよな場合でない限り、収集することができない。
一　他の法律に規定がある場合
二　本人の同意がある場合
三　その他調査に必ず必要があると認められる場合

（調査員の違法調査及び権限濫用禁止）
第33条　調査員は、関係法令の定めるところにより、調査を実施しなければならず、調査員の権限を濫用してはならない。

２　正当な手続と適法な法令によらず、調査便宜等の手段により、調査権を濫用した調査員に対して調査の相手方は、行政調査委員会に申告することができる。

３　違法・不当な行政調査であることが確認された調査員に対して、行政調査委員会は当該行政機関の長に調査員への懲戒を要求することができる。

４　前項の定める懲戒の要求を受けた行政機関の長は、正当な理由がない限りにおいて再発防止のために、関連公務員法に従って当該公務員を懲戒しなければならない。

（違法収集資料の排除）
第34条　適法な手続によらないで収集された資料は、処分の根拠とすることができない。

（調査結果の通知及び異議申立て）
第35条　行政機関の長は、法令等に特別な規定がある場合を除いては、行政調査の結果を確定した日から７日以内に当該調査結果を調査の相手方に通知しなければならない。

２　調査の相手方は、行政調査の結果に異議を有する場合に調査結果の通知を受けてから七日以内に行政調査委員会に異議を申立てることができる。

３　前項の異議申立てがあった場合に当該行政機関の行政手続は停止する。ただし、処分をしなければならない急迫な事情がある場合には、終局的な処分を除く手続は進行させることができる。

（損害賠償及び損失補償）
第36条　違法な行政調査によって被った損害に対しては国家賠償法の定めるところにより、損害賠償を受けることができる。

２　この法第４章及びその他法律で規定する適法な調査方法によって被害を被った調査の相手方に対しては、大統領令の定める手続と方法により、当該損失の補償を受けることができる。

（行政犯則と差押え・捜査令状）
第37条　行政調査の途中若しくはその直後に調査の相手方における行政犯則の嫌疑が明らかになった場合に、調査員は遅滞なく当該行政機関の長を経て管轄警察署又は当該行政機関所属の特別司法警察官に捜査を要請しなければならない。

２　前項により、捜査の要請を受けた特別司法警察官が差押え又は捜査をするときには、勤務地の管轄検事に申請し、検事からの請求を受けた管轄の地方法院判事が発布した差押え・捜査令状がなければならない。ただし、次の各号のいずれかの１つに該当する場合には、当該行政犯則嫌疑者及び行政犯則行為と関連した物件の所有者又は所持者にその事由を知らせた上、令状なしで差押え

又は捜査を行うことができる。
一　行政犯則行為が進行中である場合
二　行政犯則行為嫌疑者が逃走し、証拠を隠滅する恐れがあり、差押え・捜査令状を発布する時間的な余裕がない場合
三　第２項の但し書きによって令状なしで差押え又は捜査した場合には、差押え又は捜査した時から48時間以内に管轄地方法院判事に差押え・捜査令状を請求しなければならない。
四　この法が定める規定以外の差押え又は捜査と差押え・捜査令状に関しては。刑事訴訟法の定める差押え又は捜査と差押え・捜査令状に関する規定を準用する。

第５章　自律的管理体制の構築等

（自律的申告制度）
第38条　行政機関の長は、法令等で定める調査事項について、調査の相手方が自らこれを申告する制度を構築し、運営することができる。

２　行政機関の長は、前項の定める申告内容に偽りがあると認める根拠がある場合、申告内容を信頼することができない場合を除いては、当該申告内容をもって行政調査に代えることができる。

３　自律的申告制度を運営する行政機関の長は、自律的申告をした者の意思に反して、申告者の身分を公開してはならず、その申告の内容を法令等に規定している目的ではない他の目的で使用してはならない。

（自律的管理体制の構築）
第39条　行政機関の長は、調査の相手方が自律的に行政調査事項を申告・管理し、自ら法令順守事項を統制することのできる体制（以下「自律的管理体制」という。）の基準を定め、告示することができる。

２　次の各号のいずれかに該当する者は、第１項の定める基準に従って自律的管理体制を構築し、大統領令の定める手続と方法により、行政機関の長に届け出ることができる。
一　調査の相手方
二　調査の相手方が法令等に基づいて設立し、又は自ら設立した団体若しくは協会

３　国又は地方自治団体は、行政事務の効率的な執行と法令等の順守のために、調査の相手方の自律的管理体制の構築を支援しなければならない。

（自律管理に対する利益付与）
第40条　行政機関の長は、第~~25~~37条の定める自律申告者と、第~~26~~38条の定める自律管理体制を構築し、自律的管理体制の基準を順守した者に対しては、法令等の定めるところにより、行政調査の減免又は行政・税制上の支援をする等の必要な利益を付与することができる。

第６章　補則

（情報通信手段による行政調査）
第41条　行政機関の長は、インターネット等の情報通信網を通じて、調査の相手方に資料の提出等をさせることができる。

２　行政機関の長は、情報通信網による資料の提出等を受けた場合には、調査の相手方の個人情報、又は事業秘密等の漏洩がないように、制度的・技術的保安措置を講じなければならない。

（行政調査の点検と評価）
第42条　~~国務調整室長~~行政調査委員会は、行政調査の効率性・透明性及び予測可能性を高めるために、各行政機関の行政調査の実態、共同調査の実施現況及び重複調査実施の可否等を確認・点検しなければならない。＜改正 2008. 2.

29.，2013. 3.23.＞

2　~~国務調整室長~~行政調査委員会は、前項の定める確認・点検結果を評価し、大統領令の定める手続と方法により、国務会議と大統領に報告しなければならない。＜改正 2008. 2.29.，2013. 3.23.＞

3　~~国務調整室長~~行政調査委員会は、第1項の定める確認・点検のために、各行政機関の長に行政調査の結果及び共同調査の現況等に関する資料の提出を要求することができる。＜改正 2008. 2.29.，2013. 3.23.＞

4　行政調査の確認・点検の対象となる行政機関と、行政調査の確認・点検及び評価手続に関する事項は、大統領令で定める。

付則＜第14184号, 2016. 5.29.＞
（施行日）
第1条　この法は、公布後6か月が経過した日から施行する。.
（他の法律の改正）
第2条　以下（略）

Ⅳ　おわりに

韓国における行政調査基本法の制定・施行は、まず、これまで行政調査の実施根拠やその手続を定めていた個別法の方式から、一般法による規律方式へと変わったことを意味する。一般法による規律方式への転換は、個別法の定める調査の手続には調査の相手方への手続保障として不十分な点があり、かつ手続の保障にばらつきがあったということを正し、行政調査の基本原則、方法及び手続等に関する共通的な事項を定めることによって、行政の公正性、透明性及び効率性の向上を図ることにその意義があろう。こうした点から、行政調査基本法の制定・施行に対しては、積極的な評価が可能であろう。

基本法の主要な内容を一瞥すると、基本法は、調査の詳細な手続と方法について定めていることはもちろんのこと、同一事案に対して同一の調査の相手方を再調査してはならないとする重複調査の制限（基本法15条）、証拠隠滅のお

それがある場合を除いて調査の事前通知（基本法17条）、以上の事前通知の内容に対しては、行政機関の長に意見を提出することができるとする調査の相手方による意見提出（基本法21条）、そして一定の例外があるものの、事前に発送された事項に限り、調査の相手方を調査しなければならないとする調査権行使の制限（基本法23条）、行政調査の結果を確定した日から７日以内に当該調査結果を調査の相手方に通知しなければならないとする調査の相手方に対する行政機関の長による調査結果の通知（基本法24条）などを定めている。これらは、調査の相手方への手続的権利を保障し、適正な行政調査を確保しながら、とくに行政調査によって生じる調査の相手方の負担を軽減するためのものであろう。

以上に対して、改正案の主要な特徴は、現行の基本法を踏まえつつ、行政調査の事前通知があった場合における調査を拒否することのできる調査の拒否権（改正案24条３項）と同拒否に対する履行命令状の発布（同条４項）にみるように、行政調査実施の必要性に関する判断を裁判所に委ねることによって、行政調査の適正さを確保しようとしたところにあるといえよう。この点は、かつての新聞・放送各社に対して行われた税務調査にみるように、これまでの行政調査が執権者による特定の政治目的を達成するために利用されてきたことに対する反省によるものであろう。そのほかに、通知された調査結果に対する行政調査委員会への異議申立ての権利（改正案35条２項）及び異議申立てがあると調査結果に基づいて行われる行政手続の中止（改正案同条３項）、行政調査によって被った損害に対する国家賠償（改正案36条１項）や損失補償（改正案同条２項）も、調査の相手方の権益を保護するためのものであろう。

最後に、改正案は、行政組織上、行政調査に関する業務を総括するものとして国務総理所属下に行政調査委員会を置いたことをも大きな特徴として挙げられよう。同委員会の設置により、これまで行政機関別に行われていた行政調査は、行政調査委員会による行政調査の管理・監督などの統制に服し、行政調査の管理・監督などの一元化が図られることになろう。そして、国務総理とは、大統領を補佐し、中央行政に関して大統領の命令を受けて、行政各部を統括する役割（憲法86条２項）を有するのみで、国民に対して直接の規制権限を行使する主体ではない。こうした国務総理所属下に、行政調査の管理・監督及び調査結果に対する異議申立てを審理する行政調査委員会を置くということは、行

政調査の管理・監督等に関しては一局集中的パンネル方式を採用したことにほかならない。このため、調査の相手方への手続権利の保障及び一局集中的パンネル方式の採用等を内容とする改正案に対しては、かりに政府が改正案と同様の内容のものを取り入れるとしたら、政府内における法案の調整過程において行政調査委員会の管理・監督等を受けることになる行政調査の実施行政機関からの反対も予測されるため、同内容がそのまま立法化される可能性は低いであろう。

他方で、改正案をみると、行政機関の長は、行政調査の相手方が調査を拒否し（改正案24条３項）、または資料採取等を拒否した（同25条１項）場合でも、調査及び資料採取等が緊切に必要な場合には、令状発布の当番判事から履行令状の発布（同24条４項）をもって、強制的に調査及び資料採取等、いわゆる強制行政調査を行うことができる。韓国においても強制行政調査は個別法の根拠規定（たとえば、租税犯処罰手続法９条）によってはじめて可能であったし、租税犯の例を除いて個別法が強制行政調査を定めている例がどの程度存在するのかは、分りかねるが、その数は限られていたという点からすれば、改正案24条４項は、強制行政調査の実施を判事の発布する令状によらしめているにせよ、強制行政調査の範囲を前例のないほどに広げるものとなろう。この点に関しては、市民団体及び企業等から反対が予想されよう。この点は、行政調査の実施行政機関において改正案を賛成するファクトとして動くことになろう。行政法学的には、食品衛生法22条１項が食費医薬品安全庁長等の立ち入り、報告要求、食品等の検査・収去、帳簿類の閲覧といった行政調査権を規定し、同行政調査を拒否し、又は妨害若しくは忌避等をした者に対しては、同法97条２号が３年以下の懲役又は３千万以下の罰金に処すると規定しているように、行政調査の拒否等に対する罰則が科されることになっている間接強制調査について、同罰則規定を廃止し、任意調査に変換した上、これらに対して裁判所への令状発布による強制調査への限定的な転換は、行政調査権限の法的統制による行政調査の相手方の権益保護に資するものとして一理があり、立法論として充分に考慮に値する。

したがって、前記の「国民不便・負担の軽減のための行政調査の革新方案」という報道資料にみるように、政府（行政調査基本法の主管庁である国務総理国務調整室）も、現在の行政調査の実態についてはその改善の必要性を唱えて

いるものの、同改正案の提案する強制行政調査の拡大に対する市民団体等から予想される反対や、前記のような一局集中的パンネル方式の行政調査委員会による行政調査の一括的な統制方式に対する行政調査の実施行政機関から予想される反対などからすれば、改正案の通りに、行政調査基本法が改正・施行される可能性は、皆無であろう。

だが、行政調査基本法の改正については、同基本法が、理念や基本方式を定めるにすぎないため、規範力を有しないという形だけのものに止まらず、より一層実質的に行政調査権を法的に統制する規範としての機能を持たせ、これによって行政調査による国民の負担を軽減し、行政調査の適正化に寄与することに意義があるとすれば、その実現を期待する次第である。